

令和7年度 足立区介護従事者永年勤続褒賞について

- 1 目 的 区内の介護サービス事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者に対して褒賞を行います。
- 2 主 催 足 立 区
- 3 対象者
 - (1) 推薦時（基準日）において区内の「指定介護事業所」及び「軽費老人ホーム」に勤務する成績優秀な「利用者に直接介護サービスを行う従事者」であって、勤続年数が裏面の「勤続年数の基準」に該当する方。
 - (2) 非常勤、パート等の従業者も対象ですが、雇用保険適用者に限ります。
(雇用保険適用者：1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上引き続いて雇用される見込みのある方等)
 - (3) 勤続年数算定の「基準日」は、令和7年8月31日とします。
 - (4) 「指定介護事業所」とは、次のいずれかに該当する事業所をいいます。
 - ア 東京都の指定を受けている区内の事業所
 - イ 足立区の指定を受けている区内の事業所
 - (5) 「利用者に直接介護サービスを行う従事者」とは、次に該当する方をいいます。
法人の役員を除く、利用者に直接介護サービスを行う方
※ 別紙2「介護サービス事業種別」を参照してください。
 - (6) 次のいずれかに該当する方は、褒賞受賞対象者から除くものとします。ただし、区長が特に必要があると認めたときはこの限りではありません。
 - ① 刑事事件に関して、推薦日現在起訴されている方、または刑に処せられていた方（刑の消滅した方を除く）
 - ② 過去に当該事業で褒賞を受賞し、同じ区分で推薦された方
 - ③ 推薦書で勤続年数が確認できない方、または、他の法人の勤続年数を含む場合で、勤続年数が分かる「勤務証明書」が添付されていない方
 - ④ その他、資格審査において不適当と認められた方

(7) 勤続年数の基準

① 勤続「5年」の方

区内の指定介護事業所に基準日時点で引き続き「5年以上10年未満」勤務していること。または、複数の区内の指定介護事業所で、継続して「5年以上10年未満」勤務しており、基準日時点で引き続き勤務していること。

② 勤続「10年」の方

区内の指定介護事業所に基準日時点で引き続き「10年以上15年未満」勤務していること。または、複数の区内の指定介護事業所で、継続して「10年以上15年未満」勤務しており、基準日時点で引き続き勤務していること。

③ 勤続「15年」の方

区内の指定介護事業所に基準日時点で引き続き「15年以上」勤務していること。または、複数の区内の指定介護事業所で、継続して「15年以上」勤務しており、基準日時点で引き続き勤務していること。

※ 病休、育休、産休等により実務に従事していなかった期間は勤続年数から除算となります。

※ 別紙3「勤続年数早見表」参照してください。

4 褒 賞 褒状 および 記念品

- ・ 勤続「5年」・・・ 5,000円相当
- ・ 勤続「10年」・・・ 10,000円相当
- ・ 勤続「15年」・・・ 15,000円相当

5 式典及び褒状・記念品の贈呈

日 時 令和7年11月11日（火）午後2時から

場 所 足立区役所 庁舎ホール（足立区中央本町一丁目17番1号）

※ 式典の詳細や褒状・記念品のお渡しにつきましては、受賞決定通知時に改めてお知らせします。

6 受賞までの流れ（次の手順で決定します）

- (1) 足立区から法人あてに推薦依頼します。
- (2) 推薦期限までに「候補者名簿」「推薦書」「勤務証明書（他法人の足立区内介護事業所の職務履歴を含むことにより、勤続区分を満たす場合のみ必要）」を基準日現在、対象者が在職している法人から区担当に提出します。
- (3) 足立区が「推薦書」「勤務証明書」の内容を審査し、決定します。
- (4) 足立区から受賞決定の結果を通知します。

※ 「推薦書」等に虚偽の記載が発覚したときは、受賞後においても決定を取り消す場合があります。

7 お問い合わせ

足立区 介護保険課 介護保険係 電話 03-3880-5887 担当 内川

足立区介護従事者永年勤続褒賞対象「介護サービス事業種別」一覧

	介護サービス事業種別	予防	職 種
計画	居宅介護支援	—	介護支援専門員
	介護予防支援	○	保健師 介護支援専門員 社会福祉士 看護師 社会福祉主事
居宅サービス	訪問介護	○	訪問介護員 サービス提供責任者
	訪問入浴介護	○	看護師 准看護師 介護職員
	訪問看護	○	保健師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
	訪問リハビリテーション（機能訓練）	○	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
	居宅療養管理指導	○	対象外
通所サービス	通所介護 （デイサービス）	○	生活相談員 看護師 准看護師 介護職員 機能訓練指導員
	通所リハビリテーション （デイケア）	○	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 介護職員 看護師 准看護師 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師
	短期入所生活介護 （ショートステイ）	○	生活相談員 介護職員 看護師 准看護師 栄養士 機能訓練指導員
	短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	○	看護師 准看護師 介護職員 支援相談員 理学療法士 作業療法士 栄養士
その他	特定施設入居者生活介護	○	生活相談員 看護師 准看護師 介護職員 機能訓練指導員 計画作成担当者
	福祉用具貸与	○	福祉用具専門相談員
	特定福祉用具販売	○	福祉用具専門相談員
	地域包括支援センター	○	保健師 介護支援専門員 社会福祉士 看護師 社会福祉主事
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （24 時間地域巡回型訪問サービス）	—	オペレーター 訪問介護員 保健師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 計画作成責任者
	夜間対応型訪問介護	—	オペレーター 訪問介護員 面接相談員
	認知症対応型通所介護	○	生活相談員 看護師 准看護師 介護職員 機能訓練指導員
	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	○	介護職員 計画作成担当者
	小規模多機能型居宅介護	○	看護師 准看護師 介護職員 介護支援専門員
	看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）	—	保健師 看護師 准看護師 介護職員 介護支援専門員
	地域密着型通所介護	—	生活相談員 看護師 准看護師 介護職員 機能訓練指導員

裏面へ続く

施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	—	生活相談員 介護職員 看護師 准看護師 栄養士 機能訓練指導員 介護支援専門員
	介護老人保健施設	—	看護師 准看護師 介護職員 支援相談員 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 栄養士 介護支援専門員
	介護療養型医療施設	—	栄養士 看護師 准看護師 介護職員 理学療法士 作業療法士 介護支援専門員 精神保健福祉士
	介護医療院	—	看護師 准看護師 介護職員 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 栄養士 介護支援専門員
	軽費老人ホーム (ケアハウス)	○	生活相談員 介護職員 栄養士

【勤続年数早見表】 基準日は、令和7年8月31日現在です。

就労開始年月	勤続年数	区分	受賞対象者（確認事項）
令和6年 9月	1年	対象外	勤続「5年未満」の方は 対象外 です。
令和5年 9月	2年		
令和4年 9月	3年		
令和3年 9月	4年		
令和2年 9月	5年	5年	○ 区内の指定介護事業所にて基準日時点で引き続き「5年以上10年未満」勤務している方 すでに基準「5年以上10年未満」、「10年以上15年未満」、「15年以上」で褒賞を受賞している方は、受賞対象者から除いてください。
令和元年 9月	6年		
平成30年 9月	7年		
平成29年 9月	8年		
平成28年 9月	9年		
平成27年 9月	10年	10年	○ 区内の指定介護事業所にて基準日時点で引き続き「10年以上15年未満」勤務している方 すでに基準「10年以上15年未満」、「15年以上」で褒賞を受賞している方は、受賞対象者から除いてください。
平成26年 9月	11年		
平成25年 9月	12年		
平成24年 9月	13年		
平成23年 9月	14年		
平成22年 9月	15年	15年	○ 区内の指定介護事業所にて基準日時点で引き続き「15年以上」勤務している方 すでに基準「15年以上」で褒賞を受賞している方は、受賞対象者から除いてください。
平成21年 9月	16年		
平成20年 9月	17年		
平成19年 9月	18年		
平成18年 9月	19年		

※ 推薦書で該当する区分の勤続年数が確認できること。

※ 複数法人の経歴を通算する場合は、以前に勤務していた法人の「勤務証明書」が添付されていること。その場合、勤務期間は継続していることが必要です。

※ 病休、育休、産休等による実務に従事していなかった期間は勤続年数から除算となります。

就労開始月	勤務月数
8月就労	1ヵ月
7月就労	2ヵ月
6月就労	3ヵ月
5月就労	4ヵ月
4月就労	5ヵ月
3月就労	6ヵ月

就労開始月	勤務月数
2月就労	7ヵ月
1月就労	8ヵ月
12月就労	9ヵ月
11月就労	10ヵ月
10月就労	11ヵ月
9月就労	12ヵ月